

## 科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成24年6月8日現在

機関番号：32670

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2009～2011

課題番号：21610022

研究課題名（和文）生活の場としての保育所の物的環境指標の妥当性と今後の水準のあり方について

研究課題名（英文）Checking adequacy of the current standards and making proposals for the future standards on physical environments of day nurseries in Japan as places children live in

研究代表者

定行 まり子（SADAYUKI MARIKO）

日本女子大学・家政学部・教授

研究者番号：80235308

研究成果の概要（和文）：

児童福祉施設最低基準制定の経緯について概観し、当時の社会情勢の下で物的環境指標がどのように決定づけられたのかを明らかにした。現在、児童福祉施設最低基準の解釈の違いから子ども一人あたり面積に自治体によって違いが生じていること、定員の弾力化により面積基準が事実上緩和されていることを指摘した。ドイツ・スウェーデンにおける保育所の施設基準との比較を通して、日本の数値基準および基準項目の差異について検討し、今後の保育所の物的環境指標に取り入れるべき項目について指摘した。

研究成果の概要（英文）：

We made an overall survey on how the physical standards of day nurseries were established in Japan. Because of ambiguousness of the standards concerning area per child, they are interpreted in various ways by local authorities. It causes reduction of nursery area per child. We compared viewpoints and numerical levels of the standards among Germany, Sweden and Japan. Finally we made some proposals for the future physical standards for day nurseries as important places children live in many hours every day.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	1,100,000	330,000	1,430,000
2010年度	2,300,000	690,000	2,990,000
2011年度	200,000	60,000	260,000
年度			
年度			
総計	3,600,000	1,080,000	4,680,000

研究分野：時限

科研費の分科・細目：子ども学（子ども環境学）

キーワード：建築計画・保育所

## 1. 研究開始当初の背景

少子高齢化が進行するなかで、子育て支援、働き方の見直しなど、国や地方自治体、企業が挙って少子化対策の取り組みを進めている。中でも、共働きが一般化してきた現在、保育所の量的及び質的な整備は喫緊の課題である。

日本の認可保育所に関する施設整備基準は、児童福祉施設最低基準（以下「最低基準」とする）に基づいた、子ども1人あたりの保育室面積と人員配置が示される程度のものであるが、昭和23年の制定以降、質の改善を図る見直しが行われておらず、今日において、利用している乳幼児の発達に適したもの

ではないという指摘もされている。また、規制改革や地方分権の観点から、科学的根拠が明らかでないことを理由のひとつとして、最低基準を地方に移譲すべきとの議論も出てきている。今後の保育所整備の方針を検討するための課題として、最低基準制定の経緯を明らかにすること、各自治体がどのように最低基準を運用しているのか現状を把握することが挙げられる。

一方、海外諸国における保育所の施設基準をみると、日本と同様に一人あたり面積を基準としている場合が多く、それに加えて日本では項目として設定していない基準を設けているケースが多い。日本においても面積に代わる、あるいは付加する指標としてこれらの項目について検討することは有効と考えられる。

## 2. 研究の目的

本研究は、日本の保育所における子どもの育ちや生活に必要な機能を明らかにし、子どものための環境の質の維持・向上を目指した保育所整備のための物的環境指標に関する提案を行うことを目的とする。

現行の最低基準について、制定の経緯および現在の運用実態を明らかにし、海外諸国の基準と比較する。また、海外諸国の基準はどのように保育所の空間づくりに影響しているのかを明らかにする。基準の数値や項目と実際の保育環境の双方から日本と海外諸国の保育所の施設環境を比較し、日本でこれまで行われてきた保育のあり方や日本の住環境を踏まえた上で必要な機能について検討する。

## 3. 研究の方法

児童福祉施設最低基準制定の経緯を明らかにするため平成 21～22 年度に文献調査を行った。

全国政令指定都市における最低基準の運用実態を把握するため平成 21～22 年度にアンケート調査を行った。政令指定都市 19 か所に調査票を配布し、17 か所から回答を得た。

保育環境整備において先進的な取り組みをしている海外の事例として、ドイツのシュトゥットガルト市・ドレスデン市・フランクフルト市・ライネフェルデ市を、スウェーデンのストックホルム市・ウプサラ市・ニーニスハム市を選定し、平成 21～22 年度に、市の保育担当者を対象としたヒアリング調査と乳幼児施設における行動観察調査を行った。

## 4. 研究成果

### (1) 児童福祉施設最低基準制定の経緯

昭和 22 年 12 月、児童福祉法が国会で可決された。児童福祉法はその第一条において「すべて国民は、児童が心身ともに健やかに

生まれ、且つ、育成されるように努めなければならない。」「すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。」と規定し、「国及び地方公共団体は児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。」としている。

同法公布準備のなか昭和 22 年 11 月、厚生省児童局は、日本社会事業協会に最低基準についての関係者意見取りまとめを委託し、同年 12 月末、「児童福祉施設最低基準案」が作成された。当時、厚生省が GHQ のマーカソン氏より借用した、託児所などについての規定が記された「ワシントン州の基準」は、先述の「児童福祉施設最低基準案」に重要な影響を与えたといわれる。

前掲案の保育所の「建物の構造と設備の基準」の乳児室、ほふく室に着目すると、「乳児室は、乳児一人につき一坪」、「ほふく室は、ほふく児一人につき一坪」とされ、さらに建物に対する注意事項など具体的な記述がみられるが、これを参照して作成された厚生省児童局原案（昭和 23 年 4 月）は、（骨格は同様だが、）設備、職員などに内容を絞った簡略な基準として提示された。因みに、この時の乳児室又はほふく室の面積は、「乳児又は幼児一人につき 0.3 坪以上であること」とされている。

その後中央児童福祉委員会における審議による改訂（昭和 23 年 4 月～9 月）、GHQ の提議による改訂（同年 6 月～9 月）、大蔵省の予算折衝による改訂（同年 8 月～11 月）がおこなわれた。同年 5 月の第二回中央児童福祉委員会記録によると、賀川豊彦委員は、「日本の貧民窟の事情より言うならば子供の運動場や保育所の基準は絶対にできない。二千坪位の所に住民は千五百人程住んでおり、そういう所こそ保育所がほしい。この基準では農村においてのみ可能である。（後略）」と述べ、5 月上旬には、保育所について基準を三通りに分けること、屋舎については「A 農村地区（舎十坪に十人、B 都会地区（舎十坪に十五人）、C 労働者街（舎十坪に二十人）」等の意見書を提出している。

同年 6 月、第四回中央児童福祉委員会記録には、保育所に関わる以下のような記述がみられる。GHQ のマーカソン氏の個人的な意見として、「母子寮保育所等において部屋の面積が余りにも小さすぎる。（この基準を適用すれば現在入っているものを追い出さなければならない、という返答に対してマーカソン氏が述べたこととして）最低基準としては一坪なりを定め、一定期間 0.5 坪とするように（後略）」と記されている。

様々な審議を経て、昭和 23 年 12 月、児童福祉施設最低基準は施行された。その第二条には最低基準の目的として「児童福祉施設に入所している者が、明るくて、衛生的な環境

において、素養があり、且つ、適切な訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかにして、社会に適応するように育成されることを保障するものとする」と掲げられている。乳児室とほふく室に着目すると、ここでは（乳児又は幼児を通じて 30 人以上を入所させる保育所の設備の基準として）乳児室面積は「乳児一人につき 0.5 坪 (1.65 m<sup>2</sup>) 以上、「ほふく室は乳児又は幼児一人につき 1 坪 (3.3 m<sup>2</sup>) 以上」とされている。

さらに、同基準における、「最低基準の向上」の項では、都道府県知事は監督に属する児童福祉施設に対して最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができ、厚生大臣は最低基準を常に向上させるように努め、児童福祉施設は、最低基準をこえて、常にその設備及び運営を向上させなければならない、とされているが、最低基準はその向上を前提に定められたものと受け止めることができる。

当時の厚生省児童局企画課長松崎芳伸は、「最低基準というものは、日進月歩しなければならない。この施設最低基準は 1948 年の日本経済の一面を物語るものとして、歴史の中に忘れ去られそして、いわゆる先進文明国のそれと同じレベルのものが書きあげられなければならない。」と昭和 24 年に述べている。しかしながら、その後 60 年以上の年月が経過した現在においても最低基準における面積基準は、その運用に関して数回の厚生労働省通知が出されたのみであり、向上に向けた改訂までには至っていない。

引用文献：

寺脇隆夫編『続児童福祉法成立資料集成』ドメス出版

松崎芳伸著『児童福祉施設最低基準』日本社会事業協会

(2) 全国政令指定都市における最低基準の運用

① 保育所待機児童数と定員の割増（弾力化）

対象自治体の未就学児人口を見ると、横浜市、大阪市が 10 万人超、次いで 8 万人の札幌市と続いている。保育所入所人数は大阪市 4 万人超、横浜市 3 万人超、京都市、福岡市が 2 万 5 千人超となっている。待機児童数は川崎市が 1490 人と最も多く、次いで横浜市の 1290 人、札幌市の 952 人となっている。定員充足率は 100%を超える市が 13 あり、定員を超えて対応している市が多い。定員の割増（以下「弾力化」とする）の割合をみると 125%で対応しているところが 6 市と最も多く、次いで「上限なし」、115%と続いている。「上限なし」とは、最低基準の範囲内で上限を設けずに受け入れていることを指している。弾力化を行わないとすれば、待機児童はさらに増えることがうかがえる。弾力化の値

は 1998 年の厚生労働省通知によって示された「年初 15%」を上回る値をとっているところが 10 市ある。弾力化は待機児童解消に有効であるが、その一方で環境の質の確保にも留意する必要がある。

年齢別待機児童数は 1 歳児が 3278 人と最も多く、次いで 2 歳児の 2283 人、0 歳児の 1462 人となっている。低年齢層に待機児童が多く、特に 1 歳児に多いのは、育児休業を終えて職場に復帰する時期と重なっていることが推察される。17 市の待機児童数の内訳をみると、1 人以上 500 人未満が 7 市、500 人以上 1000 人未満が 6 市で、1000 人以上、待機児童なしともに 2 市である。待機児童数は首都圏近くの川崎市、横浜市が多く、次いで札幌市、千葉市、堺市と続いている。

② 保育所設置基準の運用

認可保育所の設置基準および認可外保育施設の指導基準について、国の基準の他に基準としているものがあるかどうかを調査した。認可保育所の保育室面積は児童福祉施設最低基準により、2 歳未満児に対しては乳児室又はほふく室を設け、その面積を乳児室については 1 人あたり 1.65 m<sup>2</sup>、ほふく室については 3.3 m<sup>2</sup>以上とすること、2 歳以上児に対しては保育室 1 人あたり 1.98 m<sup>2</sup>以上とすることと規定されている。一方、認可外保育施設は認可外保育施設指導監督基準により乳幼児 1 人あたり 1.65 m<sup>2</sup>以上とすることと規定されている。

a. 認可保育所

最低基準のみが 9 市、次いで政令指定都市の条例・指針・要綱・内規等が 7 市となっている。0 歳児については 5.0 m<sup>2</sup>での対応が 5 市、3.3 m<sup>2</sup>が 1 市、2.475 m<sup>2</sup>が 3 市、最低基準は 7 市となっている。横浜市、相模原市、川崎市は 2.475 m<sup>2</sup>と回答しており、これは  $(1.65 \text{ m}^2 + 3.3 \text{ m}^2) \div 2$  で算出した数値である。最低基準と回答した市のなかには、乳児室 1.65 m<sup>2</sup>、ほふく室 3.3 m<sup>2</sup>と回答したものや、国の最低基準に従っていると回答したものがみられた。最低基準においても乳児室およびほふく室をどのように設けるかの定義は厳密ではなく、その選択の基準も明示されていないことから、最低基準と回答した 7 市の実際の運用については、今回の調査からは把握するには至らなかった。1 歳児については 3.3 m<sup>2</sup>が 5 市、2.475 m<sup>2</sup>が 3 市となり、京都市は乳児室基準の 1.65 m<sup>2</sup>で対応している。2, 3, 4, 5 歳児は最低基準での対応が 16 市（川崎市を除く全ての市）となっている。

b. 認可外保育施設

認可外保育施設指導監督基準のみが 7 市、政令指定都市の条例・指針・要綱・内規等が 7 市となっている。0, 1 歳児はさいたま市、大阪市が 3.3 m<sup>2</sup>としており、仙台市、川崎市

は 2.475 m<sup>2</sup> で対応している。残る 13 市は指導監督基準の 1.65 m<sup>2</sup> での対応である。2 歳児はさいたま市、川崎市、大阪市が 3.3 m<sup>2</sup>、仙台市が 1.98 m<sup>2</sup>、13 市が 1.65 m<sup>2</sup> の指導監督基準で対応している。3, 4, 5 歳児になると、さいたま市のみ 1.98 m<sup>2</sup> で、他 16 市は 1.65 m<sup>2</sup> の指導監督基準通りとなっている。認可外保育施設は指導監督基準通りで対応しているところが多く、それを上回る面積で対応している市は少ない。

表 1 調査結果の概要(2009年11月現在) 新潟市・名古屋市の未回収

	未就学 児人口	入所 人数	待機 児童数 合計	定員	定員 充足率	弾力化率
札幌市	86236	19279	952	17395	110.8%	125%
仙台市	54231	11597	620	10764	107.7%	110%
埼玉市	66525	11292	472	10503	107.5%	115%
千葉市	51260	11366	867	10313	110.2%	125%
横浜市	193344	36652	1290	36871	99.4%	値不明
川崎市	80076	14382	1490	13695	105.0%	125%
相模原市	35654	7762	439	7558	102.7%	115%
静岡市	35064	11639	132	11505	101.2%	上限なし
浜松市	46328	8631	134	8155	105.8%	上限なし
大阪市	127207	40836	608	41286	98.9%	値不明
堺市	47497	13166	804	11763	111.9%	120%
京都市	67505	25911	180	24400	106.2%	125%
神戸市	78090	20273	627	18998	106.7%	120%
岡山市	39256	14304	0	12857	111.3%	125%
広島市	66988	19923	90	22705	96.2%	125%
北九州市	50224	15270	0	15814	96.6%	上限なし
福岡市	78435	25048	473	23755	105.4%	上限なし

表 2 面積にかかわる保育所関連法規の変遷

1948.12.29	児童福祉施設最低基準(厚生省令第63号)が定められる。乳児室の面積は1.65m <sup>2</sup> 以上。ほふく室は3.3m <sup>2</sup> 以上。2歳児以上1.98m <sup>2</sup> 以上。
1977	乳児指定保育所制度創設。0歳児1人あたり5m <sup>2</sup> 。以降、厚生省の指導基準として定着。
1998.2.13	厚生労働省通知「保育所への入所の円滑化について」(児発第73号)が出される。最低基準を下回らないことを条件に年度当初において定員の15%、年度途中においては25%まで入所できるように入所定員の弾力化を実施。
1998.4.1	児童福祉施設最低基準の一部改正。0歳児保育室面積は実質的に5m <sup>2</sup> から3.3m <sup>2</sup> に引き下げ。
2001.3.30	「待機児童解消に向けた児童福祉施設最低基準に関する留意事項について」(雇児保第11号)。「定員の125%まで受け入れられる」という入所定員の弾力化の枠を撤廃。

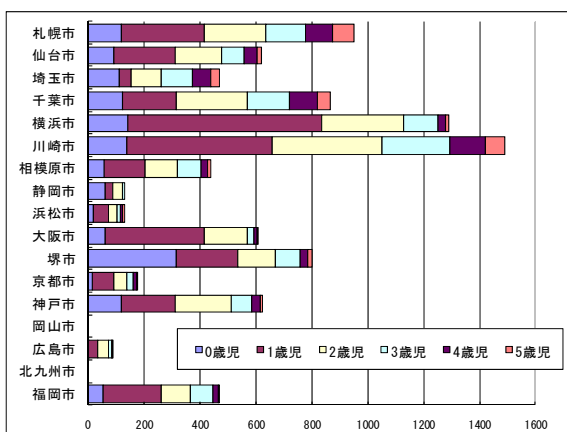


図 3 政令指定都市別・年齢別の待機児童数の内訳

表 3 地方自治体による設置基準の有無

	認可保育所	認可外保育施設
最低基準のみ・指導監督基準のみ	9	7
都道府県による基準あり	1	1

政令指定都市による基準あり	7	7
---------------	---	---

表 4 認可保育所の面積基準

0歳児	
5 m <sup>2</sup>	札幌市、仙台市、さいたま市、大阪市、神戸市
3.3 m <sup>2</sup>	千葉市
2.475 m <sup>2</sup>	横浜市、川崎市、相模原市
1.65 m <sup>2</sup>	京都市
最低基準 (1.65 m <sup>2</sup> 又は3.3 m <sup>2</sup> )	静岡市、浜松市、堺市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市
1歳児	
3.3 m <sup>2</sup>	札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、大阪市
2.475 m <sup>2</sup>	横浜市、川崎市、相模原市
1.65 m <sup>2</sup>	京都市
最低基準 (1.65 m <sup>2</sup> 又は3.3 m <sup>2</sup> )	静岡市、浜松市、堺市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市
2.3.4.5歳児	
3.3 m <sup>2</sup>	川崎市
最低基準 (1.98 m <sup>2</sup> )	札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、相模原市、静岡市、浜松市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市

表 5 認可外保育施設の面積基準

0.1歳	
3.3 m <sup>2</sup>	さいたま市、大阪市
2.475 m <sup>2</sup>	仙台市、川崎市
最低基準 (1.65 m <sup>2</sup> )	札幌市、千葉市、横浜市、相模原市、静岡市、浜松市、京都市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市
2歳児	
3.3 m <sup>2</sup>	さいたま市、川崎市、大阪市
1.98 m <sup>2</sup>	仙台市
最低基準 (1.65 m <sup>2</sup> )	札幌市、横浜市、相模原市、千葉市、静岡市、浜松市、京都市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市
3.4.5歳児	
1.98 m <sup>2</sup>	さいたま市
最低基準 (1.65 m <sup>2</sup> )	札幌市、仙台市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、静岡市、浜松市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市

(3) ドイツおよびスウェーデンにおける保育施設制度との比較

①国と地方自治体による保育行政の分担

ドイツは 16 の州によって構成される連邦共和国である。国家の立法権・行政権は基本的に各州にあり、連邦法では大枠が定められているのみである。保育所(3歳未満児対象、Kinderkrippe)に関しては幼稚園(3~6歳児対象、Kindergarten)とともに福祉施設と位置付けられており、連邦では家族・高齢者・女性・青少年省が担当となっている。州の中には教育を担当する官庁がこれを担当しているところもあり、今回調査対象としたザクセン州でも保育所の担当は文化スポーツ省となっている。また、同じく調査対象としたバーデン=ヴュルテンベルク州においては労働・社会・家庭・女性・高齢者省という福祉関連の省が担当となっている。

連邦法では地方自治体に対し、保育を必要とする3歳未満児に保育を提供する義務を定めており、2013年からは1歳児~3歳児に保育請求権を付与し、これを強化する方針である。連邦では2013年までに3歳未満児の約38%にあたる75万人に保育施設を提供するという目標を掲げているが、旧西ドイツ地域、旧東ドイツ地域では現在の保育施設の整備

状況に大きな開きがある。旧西ドイツに属するバーデン＝ヴュルテンベルク州の州都であるシュトゥットガルト市に対するインタビューによれば、旧西ドイツ地域ではこの目標を達成することは困難な見通しであること、シュトゥットガルト市においても2010年現在で26%が満たされているのみであり、目標の達成は困難であるとのことであった。旧東ドイツのザクセン州の州都であるドレスデン市に対するインタビューでは、保育所の数は旧東時代には充足していたものが、それを統一後ドイツの基準に合わせると不足が生じること、ドレスデン市には流入人口が多く出生率も上昇傾向にあることから保育所の整備を急いでいることがトレンドとして指摘された。

ザクセン州、バーデン＝ヴュルテンベルク州ともに保育所施設基準は推奨基準として示されているが、実質的には最低基準として保育室・園庭ともに子ども一人当たり面積が示されている。ザクセン州のドレスデン市など都市部では、園庭の基準が緩和されるケースもみられた。また、近年保育所は主に保育所・幼稚園を包含するKITA (Kindertagesstätte) として整備されており、これに学童保育所 Hort (Kinderhort) が一体となった施設もみられる。ドレスデン市では近い将来の年少人口減少を見込んでKITA から Hort への転用を見越した設計や、コンテナ式の保育所の設置も進んでいる。スウェーデンは王国であり日本と同様に立憲君主制国家であるが、日本と比較して相当に地方分権が進んでいる。スウェーデンでは1968年より幼保の一元化が実施され、1996年には管轄が社会省から教育省に移され就学前学校 (Förskola) が制度化された。現在では未就学児の希望者全員に就学前学校または家庭型デイケアセンターへの通所が保障され、待機児童はいないとされている。

就学前学校の施設基準は、国によってガイドラインとして示されているのみで、数値の基準は「16～20人程度」などと厳密なものではなく、必要諸室も示されていない。具体的な基準の設定は、それを定めるか否かを含めて地方自治体の裁量に任されている。現在は2005年に示されたガイドラインに沿って各地方自治体が就学前学校の施設環境を管理しており、ストックホルム県に隣接するウプサラ県の県都であるウプサラ市においても2005年より社会委員会に代わり環境課がその役割を担っている。ウプサラ市では施設基準について明確な数字を示していないが、「ローカルプログラム」として一定の数値基準に基づいたモデルとなる設計プランを持っており、新設する就学前学校についてはローカルプログラムに沿った設計がなされている。市ではローカルプログラムを建築家の

意見を取り入れてまとめ、国や他の地方自治体に向けて発信しており、NGOなどが各地方自治体の横のつながりを後押ししている。

## ② 0歳児保育の状況

ドイツ、スウェーデン両国ともに育児休業制度の整備が進んでおりその取得割合も高いため、日本と異なり0歳児保育へのニーズは非常に小さい。ドイツでは「親手当」として生後最大14か月になるまで従前手取賃金の67% (上限1800ユーロ、下限300ユーロ) が支給される。このうち一方の親が受け取れる上限は12か月分である。また「親時間」として3年間の育児休業請求権があり、そのうち1年間は子が8歳になるまで繰り延べができる。しかしシュトゥットガルト市担当者へのインタビューでは、実際には3年間の休暇後に元の仕事に戻ることは難しく、そのためにも Kinderkrippe の整備が求められているとのことであった。スウェーデンでは両親合わせて480日の育児休業が取得でき、390日までは所得の80%、残り90日は1最低保証額が支給される。期間は子が8歳になるまで繰り延べられ、480日のうち60日ずつが父母に割り当てられている。

## ③ 施設基準設定の日本との相違

前述のようにドイツ・スウェーデンともに施設基準は国ではなく地方自治体によって定められている。いずれも推奨基準としていながらも実際には最低基準として運用されている。面積基準は保育室面積といった単純な規定のものから、1グループの保育室を複数の部屋に分割して設けることを規定するものまでさまざまである。

日本の最低基準には見られない項目として、音、換気量の規定などがある。スウェーデンでは音についての規定が立地条件に含まれるとともに、室内を静謐に保つための基準が設けられている。換気量は日本でも建築基準法に規定があるが、ウプサラ市では換気量を増やすことで室内に収容する子どもの数を増やせる、というように運用している。

## ④ プラン上の特徴

バーデン＝ヴュルテンベルク州では保育室について、面積だけでなく部屋を複数設けることを規定している。ザクセン州およびストックホルム市、ウプサラ市においてはそのような規定はないが、視察した保育所はいずれも複数の部屋により保育室が構成されていた。スウェーデンではクラス規模について国のガイドラインでも言及されているが、プラン上の特徴としてクラスの独立性の高さがあげられる。視察をおこなった保育所すべてがクラスごとのエントランスとそれに続くクロークを持っており、それらは保育室とは別の部屋として独立している。クラスごとに独立したクローク室を設ける意味は気候的条件によるところも大きいと考えられる

が、複数のクラスで使用する部屋は各クラスのクロークおよび保育室を通り抜けた先にあり、この点においても日本の保育所の空間構成とは異なっている。また屋外保育に関する考え方の違いからと推察できるが、ドイツ・スウェーデンいずれもグラウンド状の園庭はなく、自然の地形を生かしたものとなっていることも特徴のひとつにあげられる。これについて調査対象の自治体いずれも明確な規定はないが、ウプサラ市のローカルプランにおいては、人工的に高低差を設けること、低年齢児専用のスペースを設けることが提案されている。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計2件)

① 定行まり子・近藤ふみ、保育所における室内あそびに必要な面積についての考察、こども環境学研究、査読有、7巻、(2011)、107-113

② 定行まり子・近藤ふみ、一年をとおした0歳児の発達と保育室の使われ方の関係、日本女子大学紀要、査読無、59巻、(2012)、51-59

[学会発表] (計3件)

① 定行まり子、飯尾昭彦、近藤ふみ、須田悠、保育室の温熱・空気・音環境の実態について、日本建築学会、2010.9.11、富山大学

② 定行まり子、近藤ふみ、野島香織、政令指定都市における保育所の最低基準に関する調査、日本建築学会、2010.9.11、富山大学

③ 定行まり子、近藤ふみ、野島香織、全国自治体の保育施設基準に関する調査—条例・要綱から見る面積基準・保育サービスの実施場所の課題—、日本建築学会、2011.8.24、早稲田大学

## 6. 研究組織

(1) 研究代表者

定行 まり子 (SADAYUKI MARIKO)

日本女子大学・家政学部・教授

研究者番号：80235308

(2) 研究分担者

大高 真紀子 (OOTAKA MAKIKO)

東京学芸大学・教育学部・非常勤講師

研究者番号：20537063

(平成22年度まで研究分担者として参画)

小池 孝子 (KOIKE TAKAKO)

日本女子大学・家政学部・助教

研究者番号：50508778

近藤 ふみ (KONDOH FUMI)

日本女子大学・家政学部・助教

研究者番号：20609060

(平成22年度まで研究協力者、平成23年度から研究分担者として参画)

(3) 連携研究者

井本 佐保里 (IMOTO SAORI)

東京大学大学院・工学系研究科・博士課程

研究者番号：40514609

(平成21年度まで連携研究者として参画)

(4) 研究協力者

須田 遥 (SUDA HARUKA)

東京ガス株式会社 (平成22年度まで研究協力者として参画)

野島 香織 (NOJIMA KAORI)

日本女子大学大学院・家政学研究科・修士課程 (平成23年度から研究協力者として参画)

表6 ドイツ・スウェーデンの保育施設基準(抜粋)

	ザクセン州(推奨基準)	バーデン=ヴュルテンベルク州(推奨基準)	ストックホルム市	ウプサラ市
子ども一人あたり面積(屋内)	子ども用のグループ室 3.0㎡(3歳未満児) 2.5㎡(3歳以上児)	3歳以上児向け施設 大きな保育室(約45~50㎡)、小さな囲われていない部屋(約20㎡)を合わせて2.4㎡、最低でも2.2㎡ 年齢の異なる子どもの施設 午睡室1.5㎡以上(3歳未満児・グループ全体で約40㎡の保育室も別途必要) 保育室(約40~50㎡)、小グループ室(約20㎡)を合わせて3㎡以上(3歳以上児)	7.5㎡ (玄関・廊下・おむつ替えスペース・児童用トイレなど児童のために使われるスペースを算入する)	8.5㎡(玄関、クローク、トイレ、食事室など教育に使用する面積。廊下を含めるかどうかはケースバイケース) 11.8㎡(施設全体の面積) ※古い施設にはこれを満たしておらず、一人あたり教育に使用する面積6㎡程度の施設もある
子ども一人あたり面積(屋外)	10㎡の遊び場	8~10㎡の園庭 ※グループ室は可能な限り1階の外と出入り可能で、屋外遊園への直接的出入り口があること		20~40㎡(全体として1500~2000㎡)の園庭 ※市の中心部には一人あたり10㎡程度の施設もあるが、公園等で補える。
クラス規模			最適目標 1~3歳児クラス:12人 4~5歳児クラス:16人 上限 1~3歳児クラス:14人 4~5歳児クラス:18人	18人程度(15~22人)
音環境(立地)	敷地の境界において日中50dB未満			50~70dB
音環境(室内)			30dB	30dB